

空き地の雑草管理で困っていませんか？

空き地の管理において、高齢で草刈りがままならない、土地が広くて手が回らないなど、雑草の管理でお困りではありませんか？

市では、所有者に代わり空き地の除草作業を実施しています。

■委託料（令和3年度参考額）

1㎡あたり年間132円（税込）

※年度途中に申し込み・解約した場合も同額です。

■内容

年4回の雑草の刈り払い

※刈り取った草の回収は、個別に業者に依頼してください。

■対象となる空き地 次のすべてに該当している空き地

- ・市の行政区域内にあり、建物や樹木のない更地であること
- ・笹竹などの繁茂による荒廃がなく、昨年まで適正な管理が行われていた土地であること

※傾斜地や湿地など、通常の管理が困難な土地は除きます。

■申込方法 申請書と委託料を環境課に提出

犬の飼い主の方へのお願い

環境美化条例では、飼い主は、散歩などで飼い犬を外に連れ出す際は、汚物を衛生的に処理するための用具を携帯し、汚物を適切に処理しなければならないと定めています。周辺住民の迷惑とならないよう、尿には水をかける、糞は持ち帰るなど、飼い主として責任をもって適正な処理をお願いします。

条例に違反し、指導などに従わない場合は、氏名などを公表することもあります。

お詫びと訂正

広報しもつけ3月号15ページに掲載したクリーンセンター下田原の電話番号に誤りがありました。

お詫びし、次のとおり訂正いたします。

正：☎028(672)1997

誤：☎028(372)1997

ごみの分別についてよくある問い合わせ

環境課やごみ処理施設に問い合わせが多く寄せられる品目をご紹介します。処分の際にはご注意ください。

■マットレス

スプリング入り → 不燃系粗大ごみ（持込先：リサイクルセンター）

それ以外 → 可燃系粗大ごみ（持込先：焼却施設）

■ライター 必ず中身を使い切ってから捨ててください！！

■電池を使用する製品や家電など

電池が取り外せるものは、必ず取り外してから捨ててください！！

電気自動車等購入費補助事業

■支給条件

- 次のすべてに該当すること
- ・申請者と車両所有者と車両使用者がすべて同一（割賦払いの場合は申請者と車両使用者）
- ・申請者が車両登録日の時点で、市内に住所を有してから3か月以上経過している
- ・自家用として使用する目的で対象車両を新車で購入し、使用の本拠地が下野市である
- ・申請者及び同一世帯の方が市税などを滞納していない
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない

■対象車両と補助金額

電気自動車（EV） 10万円
プラグインハイブリッド自動車（PHV） 5万円

■必要書類

- ・申請書（市ホームページから取得可）
- ・自動車検査証の写し
- ・売買契約書の写し
- ・購入代金の領収書の写し（分割払いの場合は契約書の写し）
- ・車両のカタログまたは仕様書
- ・車両の保管場所の位置図
- ・車両の保管場所で車両の自動車登録番号が確認できるように撮影された写真
- ・市税等調査同意書
- ・その他市長が必要と認める書類

■申請期限

補助対象車両の自動車検査証の交付を受けた日から起算して90日以内

不用品リサイクル情報

〈譲りたい〉

宇都宮南高校女子制服（夏冬、Lサイズ）、オフィスチェア（低背、リクライニング無し）、ベビーベッド（引取限定）、軍足（24.5～27cm、5足組3セット）、コンプレッサー式ネブライザ（オムロン製）、学生服（175A）、電動シュレッダー（A5）、丸形カーペット（2m）、英語教材（CD16枚）、ピアノ（黒、ヤマハ製、要調律）と椅子、南河内第2中男子制服、4色プリンター

〈譲ってほしい〉

祇園小体操着（長ズボン）、原付スクーター、録画機器、ノートPC、自転車（女性用、24インチ）、学生服、国分寺中体操着（男女）、ミズノ通学シューズ（白）